

岐阜市3人乗り自転車貸出事業実施要綱

令和元年 6月28日決裁

改正 令和 3年 2月 8日決裁

改正 令和 4年12月20日決裁

改正 令和 5年 8月 1日決裁

改正 令和 7年 3月31日決裁

岐阜市3人乗り自転車貸出事業実施要綱（平成23年2月14日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、子育て支援の充実を図るため、子育て中の家庭に対し、幼児2人を同乗させる場合の安全性に配慮した自転車（以下「3人乗り自転車」という。）の貸出しをする岐阜市3人乗り自転車貸出事業（次条、第4条第1項及び第14条において「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、岐阜市（以下「本市」という。）とする。

（貸出期間、貸出方法等）

第3条 3人乗り自転車の貸出しの期間（以下「貸出期間」という。）は、当該貸出しをした日から起算して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 短期貸出期間 6か月以内で市長が定める期間
 - (2) 長期貸出期間 6か月を超え12か月以内で市長が定める期間
- 2 3人乗り自転車の貸出しの台数は、貸出期間において1世帯につき1台とする。
 - 3 3人乗り自転車の貸出料は、無料とする。

（貸出対象者）

第4条 事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、次条の規定による申込みの日において満16歳以上であること。
 - (2) その属する世帯において、満1歳以上で、かつ、小学校就学の始期に達するまでの者（第7条第2号において「幼児」という。）を2人以上養育していること。
 - (3) 3人乗り自転車の保管場所を確保でき、安全かつ適正に維持管理ができること。
 - (4) その属する世帯において、過去にこの要綱の規定により短期貸出期間の3人乗り自転車の貸出しを2回受け、又は長期貸出期間の3人乗り自転車の貸付けを受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱の規定により短期貸出期間の3人乗り自転車の貸出しを受けた世帯に属する者は、長期貸出期間の3人乗り自転車の貸出しの対象としない。

（申込手続）

第5条 3人乗り自転車の貸出しを受けようとする者（以下この条及び次条において「申込者」という。）は、貸出期間に応じ別に定める期日までに3人乗り自転車貸出申込書（様式第1号）に運転免許証、パスポートその他当該申込者が本人であることを確認できる書類の写しを添えて、市長に申込みをしなければならない。

2 前項の規定による申込みについては、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する

条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

（承認等）

第6条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、3人乗り自転車の貸出しの承認の可否を決定し、3人乗り自転車貸出承認・不承認決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。この場合において、申込者の数が貸出しをすることができる3人乗り自転車の台数を超えるときは、抽選により承認の可否を決定するものとする。

2 前項の規定による通知については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第4条第1項から第3項までの規定を準用する。

（貸出条件）

第7条 市長は、3人乗り自転車を貸し出すときは、あらかじめ、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 誓約書（様式第3号）を提出すること。
- (2) 3人乗り自転車の利用に当たっては、幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせること。
- (3) 3人乗り自転車の利用前に、自己の負担によりその点検及び整備を受け、第二種T Sマーク又は第三種T Sマーク（公益財団法人日本交通管理技術協会が発行する標示物であって、同協会が認定する自転車安全整備士が自転車の点検及び整備を行ったときに、当該自転車が安全であること並びに傷害保険及び賠償責任保険が付帯されていることを証するものをいう。）の貼付を受け、T Sマーク付帯保険加入書を受領後、遅滞なくその控えを市長に提出すること。
- (4) 3人乗り自転車を返却する日の1月前から返却する日までの間に、自己の負担によりその点検及び整備を受け、その返却時に3人乗り自転車点検及び整備表（様式第4号）を市長に提出すること。

（遵守事項）

第8条 3人乗り自転車の貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 3人乗り自転車を安全かつ適正に利用し、及び維持管理をすること。
- (2) 利用者及び満16歳以上の当該利用者の親族（以下「運転者」という。）以外の者に3人乗り自転車を利用させないこと。
- (3) 3人乗り自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めること。
- (4) 3人乗り自転車を通常の利用以外の目的に利用しないこと。
- (5) 3人乗り自転車を故意に損傷し、汚損し、改造し、又は形状を変えないこと。
- (6) 3人乗り自転車を譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。

（事故、盗難等）

第9条 運転者は、3人乗り自転車に係る事故（以下「事故」という。）が発生したときは、警察署に届け出る事その他法令上必要となる措置をとるとともに、次のとおり処理しなければならない。

- (1) 直ちに事故の状況を本市に報告し、その指示に従うこと。
 - (2) 事故に関し、市長が必要と認める書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 3人乗り自転車の修理を行うときは、本市の指示に従うこと。
- 2 運転者は、自らの責任において事故の解決に努めなければならない。
- 3 運転者は、3人乗り自転車について盗難その他これに類する被害（第3号及び第10条第2号において「盗難等」という。）が発生したときは、次のとおり処理しなければならない。
- (1) 警察署に届出をし、その届出に係る証明書の交付を受けること。
 - (2) 直ちに被害の状況を本市に報告し、その指示に従うこと。
 - (3) 盗難等に関し、市長が必要と認める書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
- 4 利用者は、3人乗り自転車の鍵を紛失し、又は破損したときは、直ちに本市に報告し、その指示に従わなければならない。

（利用者負担）

第10条 利用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 3人乗り自転車の修理等（タイヤ、チューブ、ブレーキ用ゴム及びパットの摩耗その他の通常の利用による劣化による場合を除く。第11条第3項において同じ。）に要する費用
- (2) 3人乗り自転車の亡失（盗難等による場合を含む。）による弁償に要する費用
- (3) 事故において生じた損害の弁償に要する費用（3人乗り自転車に係る傷害保険若しくは賠償責任保険による給付又は当該事故の相手方の賠償等により補填されるものを除く。）
- (4) 3人乗り自転車の鍵の紛失又は破損による交換に要する費用

（承認の取消し）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による3人乗り自転車の貸出しの承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第8条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により3人乗り自転車の貸出しを受けたことが判明したとき。
 - (3) 法令又はこの要綱に違反する行為があったとき。
 - (4) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。
 - (5) 本市の指示に従わないとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、3人乗り自転車貸出承認取消通知書（様式第5号）により、利用者に通知し、3人乗り自転車の返却を求めるものとする。
- 3 第1項の規定により承認の取消しを受けた利用者は、3人乗り自転車の返却の際、修理等が必要なときは、その費用を負担しなければならない。

（返却）

第12条 利用者は、貸出期間内に、市長の指定する場所に3人乗り自転車を返却しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長の指定する場所に3人乗り自転車を返却しなければならない。
- (1) 前条第1項の規定により3人乗り自転車の貸出しの承認が取り消されたとき。

(2) 3人乗り自転車を利用する必要がなくなったとき。

(免責)

第13条 本市は、運転者が自己の責めに帰すべき事由によって損害を被り、又は他人若しくは他人の財物に損害を与えた場合は、責任を負わない。

2 本市は、第6条第1項の規定により3人乗り自転車の貸出しの承認を受けた者が、天災その他の不可抗力により3人乗り自転車の貸出しを受けることができなくなったことで生じた損害については、責任を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の岐阜市3人乗り自転車貸出事業実施要綱の規定により貸出しを受けた3人乗り自転車の利用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年 2月 8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 4年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 8月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（表）

3人乗り自転車貸出申込書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（申込者） 住 所 岐阜市
 氏 名

岐阜市3人乗り自転車貸出事業実施要綱第5条の規定により3人乗り自転車の貸出しを申し込みます。申込みに当たっては、記載内容について住民基本台帳情報により確認することについて同意します。

住所	〒 岐阜市		電話	
氏名				
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ）			
駐輪場所	<input type="checkbox"/> 自宅（ <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外の屋根有り <input type="checkbox"/> 屋外の屋根無し） <input type="checkbox"/> マンション・アパート（ <input type="checkbox"/> 屋根有り <input type="checkbox"/> 屋根無し） <input type="checkbox"/> その他（ ）（ <input type="checkbox"/> 屋根有り <input type="checkbox"/> 屋根無し）			
貸出期間	<input type="checkbox"/> 短期貸出期間（6か月以内） <input type="checkbox"/> 長期貸出期間（12か月以内） ※ 具体的な期間は、市長が定めます。			
運 転 者 ・ 子	氏名	続柄	生年月日（満年齢）	備考
		申込者本人	年 月 日（ ）	
			年 月 日（ ）	
			年 月 日（ ）	
			年 月 日（ ）	
			年 月 日（ ）	

※ 次に掲げる条件を全て満たす方に限り、3人乗り自転車の貸出しの申込みができます。

- ・本市に住所を有し、この申込みの日において年齢が満16歳以上である方
- ・申込者が属する世帯において、満1歳以上で、かつ、小学校就学の始期に達するまでの幼児を2人以上養育している方
- ・3人乗り自転車の保管場所を確保でき、安全かつ適正に維持管理ができる方

※ 上記にかかわらず、過去に短期貸出期間の3人乗り自転車の貸出しを2回受け、又は長期貸出期間の3人乗り自転車の貸出しを受けたときは、3人乗り自転車の貸出しの申込みはできません。また、過去に短期貸出期間の3人乗り自転車の貸出しを1回受けた方は、長期貸出期間の3人乗り自転車の貸出しを受けることはできません。

(裏)

私は、岐阜市 3 人乗り自転車貸出事業における貸出の承認又は不承認の通知を下記の電子メールアドレス宛の送付により受け取ることを希望します。

※書面での受取は必要ありません。

受取を希望する メールアドレス	
--------------------	--

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

3人乗り自転車貸出承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました3人乗り自転車の貸出しについて、岐阜市3人乗り自転車貸出事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 3人乗り自転車の貸出しを承認する。

・貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで

貸出期間内に3人乗り自転車を返却してください。また、貸し出すときの条件は、次のとおりとします。

- (1) 3人乗り自転車の貸出しの際には、本決定通知書を提示し、誓約書（様式第3号）を提出すること。
- (2) 3人乗り自転車の利用に当たっては、幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせること。
- (3) 3人乗り自転車の利用前に、自己の負担によりその点検及び整備を受け、第二種TSマーク又は第三種TSマーク（公益財団法人日本交通管理技術協会が発行する標示物であって、同協会が認定する自転車安全整備士が自転車の点検及び整備を行ったときに、当該自転車が安全であること並びに傷害保険及び賠償責任保険が付帯されていることを証するものをいう。）の貼付を受け、TSマーク付帯保険加入書を受領後、遅滞なくその控えを市長に提出すること。
- (4) 3人乗り自転車を返却する日の1月前から返却する日までの間に、自己の負担によりその点検及び整備を受け、その返却時に3人乗り自転車点検及び整備表（様式第4号）を市長に提出すること。

2 3人乗り自転車の貸出しを承認しない。

承認しない理由

（あて先）岐阜市長

利用者 住 所 岐阜市
氏 名

誓 約 書

3人乗り自転車の利用に当たり、次のとおり誓約します。

記

- 3人乗り自転車（以下「自転車」という。）の利用については、安全運転を心がけ、同乗する幼児には乗車用ヘルメットをかぶらせます。
- 私又は満16歳以上の親族に限り、自転車を利用します。
- 自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めます。
- 自転車を安全かつ適正に利用し、通常の利用以外の目的に利用しません。また、適正に維持管理します。
- 自転車を故意に損傷し、汚損し、改造し、又は形状を変えたりしません。また、自転車を譲渡し、転貸し、又は担保に供しません。
- 自転車の鍵を紛失し、又は破損した場合は、直ちに本市へ連絡し、交換料を負担します。
- 自転車の盗難防止に努め、適正に管理するとともに、自転車の修理等（タイヤ、チューブ、ブレーキ用ゴム及びパットの摩耗その他の通常の利用による劣化による場合を除く。）に要する費用を負担します。
- 自転車の盗難が発生したときその他自転車が被害を受けたときは、直ちに警察署に通報し、盗難（遺失）届出証明書等の交付を受け、被害状況を本市に報告し、その指示に従います。
- 自己の責めに帰すべき事由によって損害を被り、又は他人若しくは他人の財物に損害を与えた場合は、自己の責任において対処します。
- 自転車の乗車中に事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず警察署に届け出るとともに、事故の状況を本市に報告し、その指示に従います。
- 3人乗り自転車の利用前には、自己の負担によりその点検及び整備を受け、第二種TSマーク又は第三種TSマークの貼付を受けます。また、TSマーク付帯保険加入書を受領後、遅滞なくその控えを市長に提出します。
- 3人乗り自転車を返却する日の1月前から返却する日までの間に、自己の負担によりその点検及び整備を受け、その返却時に3人乗り自転車点検及び整備表（様式第4号）を市長に提出します。
- その他、岐阜市3人乗り自転車貸出事業実施要綱に規定する事項を遵守します。

様式第4号（第7条関係）

3人乗り自転車点検及び整備表

利用者氏名

	点検項目	異常 無し	調整 済み	修理・ 交換要	備考
1	車体の長さ及び幅、フレーム及び前ホークの形状並びに取付状態				
2	ハンドルの取付状態、回転具合及びがたつき				
3	ブレーキ各部の作動、取付状態及び注油の有無				
4	ブレーキのききめ及び各部の摩耗状態並びにブレーキライニングの調整				
5	ベルの取付状態及び鳴り具合				
6	前照灯（標準装備車）の取付状態及び機能				
7	前後の車軸の締付及びがたつき				
8	リムの変形及び振れ並びにスポークの変形及び張り具合				
9	タイヤの取付状態、摩耗、損傷及び空気圧				
10	ペダル及びギヤクランクの取付状態並びに回転具合				
11	フリーホイールの回転具合及び注油の有無				
12	チェーンの張り、摩耗及び注油の有無				
13	変速機の作動及び取付状態				
14	ロックキーの取付状態				
15	前後の泥よけ及びチェーンカバーの取付状態				
16	リフレクタ（反射板）の取付状態、汚れ及び損傷（ソーラーテールランプを含む。）				
17	サドルの取付状態及び位置				
18	スタンドの作動、取付状態及び注油の有無				
19	前後のキャリア・バスケットの取付状態				

実施年月日 年 月 日

整備店名 所在地 _____

店舗名 _____

印

TEL _____

※ 修理又は交換が必要な場合は、あらかじめ、本市へご相談ください。

様式第5号（第11条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

印

3人乗り自転車貸出承認取消通知書

年 月 日付けで承認した3人乗り自転車の貸出しについて、岐阜市3人乗り自転車貸出事業実施要綱第11条第1項の規定により、その承認を取り消しましたので通知します。

つきましては、年 月 日までに貸出しをした3人乗り自転車を本市に返却してください。

承認を取り消した理由